

令和8年(2026年)5月27日	
所 属	議会事務局総務課
所属長	片岡 理恵
電 話	06-6489-6103

資産公開の概要がまとまりました

尼崎市議会議員政治倫理条例に基づき、議員の資産公開を行います。

議員から、議長に提出された資産や所得などに関する報告書は、令和8年(2026年)6月1日(月)から議会図書室で閲覧することができます。

◆ 資産公開制度とは

本市議会の資産公開制度は、議員に係る政治倫理条例に基づき、議員自らが資産や所得、関連会社などに関する報告書を公開することができる自主公開型の制度です。

これらの報告書が32人の議員から提出されましたが、その概要は別表のとおりです。

◆ 閲覧の手続きは

資産や所得などに関する報告書は、令和8年(2026年)6月1日(月)から所定の申請手続きにより、議会図書室で閲覧することができます。詳しくは議会事務局総務課(06-6489-6103)まで、お問い合わせください。

以 上

資産等報告書等の概要

(提出議員)

池田 りな、磯田 雅司、蛭子 秀一、大谷 勘介、川崎 敏美、小村 潤、迫田 敬一、眞田 泰秀、佐野 匠、佐野 剛志、須田 和、高谷 浩司、田中 俊幸、辻 信行、津田 加寿男、寺井 大地、寺坂 美一、東浦小夜子、土岐 良二、中尾 健一、中村 敦子、波多 正文、林 久博、福井 かんき、福島 さと、藤野 勝利、松岡 洋司、松澤 千鶴、真鍋 修司、宮城 亜輻、安浪 順一、鷲田 真緒
(32人/41人)

※ 今回、連続当選でない議員については、前年1年を通じて議員でないため、所得等報告書は提出対象となりません。従いまして、資産等の補充、関連会社等報告に該当がない上田 さおり議員・高野 由里子議員・永藤 正明議員・もみのき 純加議員・やはた オカン議員・山崎 藍子議員については、提出する意思はあるものの、制度上、提出議員に氏名が載りません。

○資産等報告書・資産等補充報告書

- ・資産等報告書は、新たに資産等報告書を提出する議員で、令和7年12月31日現在に、議員が有する土地、建物等の資産等の報告
- ・資産等補充報告書は、既に資産等報告書を提出した議員で、提出後議員が新たに有することとなった資産等であって、令和7年12月31日現在において有するものの報告

項目	資産等報告書	資産等補充報告書
土地	1人	0人
建物	1人	0人
預貯金等	0人	1人
有価証券(株券以外)	0人	1人
借入金	1人	0人

備考：上記のほか、地上権又は賃借権等の保有状況及び貸付金などについても記載項目となっているが、提出者全員に記載がなかったため、掲載していない。

○所得等報告書

令和7年中の議員の給与所得等の各種所得等の報告

項目	人数	最大～最小
不動産所得	1人	150,546円
給与所得	26人	16,528,000円～8,802,000円
雑所得	6人	729,985円～58,770円
上場株式等の事業・譲渡・雑所得	1人	89,843円

備考：上記のほか、事業所得などについても記載項目となっているが、提出者全員に記載がなかったため、掲載していない。

○関連会社等報告書

令和8年4月1日現在に、議員が報酬を得て会社等の役員、顧問その他の職に就いている場合の報告

項目	人数
民間会社の役員等	10人
本市の外郭団体の役員等(議会選出)	5人
上記両方に該当する者	3人